

Title	米国印刷業労資団体概観：其相互関係其態度及方針等
Sub Title	
Author	小島, 栄次
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.5 (1930. 5) ,p.773(85)- 811(123)
JaLC DOI	10.14991/001.19300501-0085
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300501-0085">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19300501-0085</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Verhandlungen des Vierten Deutschen Soziologentages.

- (71) Marx, Zur Kritik der politischen Oekonomie. S. 11.
- (72) Adler, Die Soziologie im Marxismus. S. 9.
- (73) K. Kautsky, Die historische Leistung von Karl Marx. S. 30.
- (74) Adler, Verhandlungen des Vierten Deutschen Soziologentages. S. 199.
- (75) E. Paschukanis, Allgemeine Rechtslehre und Marxismus. Marxistische Bibliothek. Bd. 22 S. 6.
- (76) ebenda. S. 87.
- (77) Puchta, Institutionen, Bd. I, 1850, S. 4-9.
- (78) Hegel, Philosophie des Rechts, 2 36.
- (79) Marx, Das Kapital (herausgegeben von Engels.) Bd. I. S. 50-51. 東京改訂版「新潮社版」資本論』第一卷、七三頁。
- (80) ebenda. S. 50-51.
- (81) Fichte, Rechtslehre. Leipzig 1912, S. 10.
- (82) vgl. Paschukanis, Allgemeine Rechtslehre u. Marxismus. bes. 4 Kapitel: Ware und Subjekt.
- (83) Lassalle, System der erworbenen Rechte.
- (84) vgl. Hugo Sinzheimer, Ein Arbeitstatigesetz. S. 7.
- (85) vgl. H. Sinzheimer, Grundzüge des Arbeitsrechts. bes. 2 Kapitel. I. Die abhängige Arbeit.
- (86) vgl. Rudolf von Ihering, Der Kampf ums Recht.

### 米國印刷業勞資團體概観

——其相互關係其態度及方針等——

小島 榮 次

#### 目次

- 一 各勞働組合間の關係
- 二 各雇主組合間の關係
- 三 勞資團體間の關係
- 四 各勞資團體の態度及方針
- 五 雇主及勞働者の組織程度
- 六 結論

此文は事實上昭和四年十一月號本誌所載拙稿「組育を中心として見たる米國印刷業に於る勞資團體の沿革及組織」——米國勞働運動に關する報告一斑——の續編をなすものである。

#### 一、各勞働組合間の關係

次の五の國際組合に屬する組育印刷業諸勞働組合は、是等國際組合の組織する國際印刷業勞働組合合同協會 (International Allied Printing Trades Association) に屬し、其支部なる大組育印刷業勞

働組合合同委員會 (Allied Printing Trades Council of Greater New York) を組織して居る。此五の國際組合は次の如くである。

國際活版印刷工組合(即ち植字工を中心とする組合)

國際活版印刷工及助手組合(即ちプレスメンを中心とする組合)

國際寫眞製版工組合

國際鉛版電胎製版工組合

國際製本工組合

是等五の組合の内植字工の組合は最も古き歴史を有し、他の四の組合は孰れも植字工の組合より分離獨立して成立したるものなる事は嘗て述べた所である。(註一) 一八九五年活版印刷工組合より分離せるプレスメン及製本工の兩組合は、一八九九年に至り母體組合たる活版印刷工組合と三角協定を結んだ。此協定の結果として生じたる組織の主權は、各組合の代表者一名宛より成る評議會の手に在つたが、より多數の組合員を擁しより強大なる植字工の組合は、斯くの如くより劣勢の兩組合と對等の位置に立つ事を好まず、従つて此三角協定は一九〇一年に早くも解除された。他方に於て同年植字工の組合は、當時同組合より分離獨立したる鉛版製版工組合と協定を結び、一九〇三年に至りて再びプレスメン及製本工をも加へ、四の組合の間に盟約を結ぶ事となつた。而して一九〇四年獨立せる寫眞製版工の参加に依り現在の如き組織に達したのである。現協會の評議會は植字工の組合の代表者四人と他の四の組合の代表者各一名宛合計八名より成つて居る。

全國的の斯る盟約は活版印刷工組合分裂以後に生じたものであるが、地方的の合同委員會は其以前から組織されて居た。紐育には一八九〇年既に植字工、製本工及鉛版製版工に依つて紐育及近郊印刷及附帶諸業聯合 (Federation of Printing and Kindred Trades of New York and Vicinity) が組織されたのである。當時は未だ是等諸業が皆活版印刷工組合の支配下にあつた時代で、後に至り之にプレスメン、電胎製版工及寫眞製版工が参加するに至つた。全國的活版印刷工組合は斯る都市的盟約を獎勵し、一八九四年迄に全國に二一の斯の如き合同委員會を見るに至つた。而して五の國際的組合並立の時代に入つてより以後は、前記の如く全國的の盟約組織の一支部となつたのである。是等組合が夫々最初より獨立に組織されたるものに非ずして、同一の根幹より派生せるものなる事を考ふれば、是等組合間に斯の如き盟約組織の生れし所以が容易に肯かれるのである。即ち彼等が分離するに當つて、彼等の間に産業別勞働組合 (Industrial union) 組織の長所を具ふる何等かの聯合組織の必要を感じ、特に當時及將來に對して各個組合の支配權の範圍を協定して爭議を避くる必要を感じたるは明である。

現在の紐育委員會の目的となす所は、其規約の示す所に従へば、各組合間の友誼を厚くし、勞働條件の改善其他一般に各組合間共通の利益増進を劃策し、組合相互間の密接なる關係の自覺を深め、以て組合間の理解と同胞的感情を涵養し、爭議の仲裁に依る解決を獎勵し、同盟罷業を減少せしむる事等である。(註二) 其主たる職分は、國際協會より許可を得て印刷業合同組合票 (Allied Printing Trades Label) を組合員のみを使用する工場に發行する事、斯る組合票の使用を監督し、各組合内

部の紛争を解決するに努むる事等である。(註三) 國際協會の職分は、組合票の發行及其使用の監督、都市委員會の判決に對し不服なる都市組合よりの訴訟裁判、全國的組合間の争議の平和的解決等であつて、必要な場合には斯る争議の解決は米國勞働聯合(American Federation of Labor)の會長に依りて選ばれたる仲裁者の判決に任ず事として居る。(註四) 以上の如く紐育合同委員會も國際協會も共に、少くとも其規約に現る、所に於ては、主として組合相互間の關係を律せんとするものであつて、直接には雇主と抗争する爲めの共同戦線をなすものではない。組合票使用の奨励と雖も、勞働組合員を使用する工場の保護及組合發達に資する所があり、間接に雇主との抗争上に役立つて居るとは云へ、此方面に於て著しき重要性を有するものは考へられない。一八九〇年の紐育に於る聯合の目的とする所は、其規約に従へば、各組合員の勞働條件改善に努力し、一般に各業の利益増進の方法を講じ、勞働時間を短縮せしむるあらゆる公正の方法を採り、各組合間又は組合及雇主間の争議を解決する事等である。(註五) 規約に現れたる限りに於ては、此聯合は現在の委員會よりも雇主に對抗する協同組織たる色彩が濃厚であるが、事實上如何であるか之を詳にしない。

一九一九年頃には紐育に於ても又全國的に於ても、前記の合同委員會及國際協會と雇主の諸組合との間に團體交渉が行はれた事が記録されて居る。(註六) 併し其他には斯る場合無かりしが如く、加ふるに此場合に於ても交渉は成果を齎さなかつた。(註七) 一九二二年に於て組合間に一層密接なる團結を作らんとする試がなされたが是も成功せず、(註八) 現在の聯合組織は各組合の完全なる自治權を認むる所の聯合體である。嘗て述べたるが如く、(註九) 是等の組合は雇主との對抗上相結束する必要に迫られず、且つ各自職業の利益増進のみに關心するものなる以上、組合相互間に雇主との對抗上強力なる團體を作り自己の自治權を多少なりとも喪失し或はより劣勢なる組合と歩調を一にする事は、明に彼等の欲せざる所と考へられる。(註一〇) 併乍ら事實上紐育活版印刷業の勞働組合間には、斯の如く雇主と對抗する爲めの協力組織を欠くに拘らず、一般に圓滿なる協力的關係が存在するが如くである。(註一一)

以上の如く活版印刷業組合間に協力的關係の見らるゝ主要なる理由の第一として、是等組合が歴史上同一組合から派生せるものである事を擧ぐべきであらふが、更に又活版印刷業に於ては、彼等の支配下にある各過程が密接なる相互關係を有する事も、第二の主要なる理由として擧げらるゝであらふ。即ち是等各過程間には密接なる補足的關係が存在し、一過程に於る勞働争議は直ちに他の過程の勞働者に影響せざるを得ないのである。之に反して以上の活版印刷業諸組合と平版印刷工組合との間には、寧ろ敵對的とも稱せらるべき關係が見られるのであるが、此事實も活版印刷の過程と平版印刷の過程との相互關係から、或程度まで説明され得る。即ち活版印刷業と平版印刷業とは相互に補足的關係よりも代替的關係に立つものであつて、一方の勞働争議は他方の勞働者に殆ど何の影響も與へず、場合に依りては却つて利益を享けしむる事も有り得るのである。(註一二) 一九一三年以來平版印刷工對活版印刷プレスメン及寫眞製版工の間に支配權の争奪が起つて居る。此争議は未だ解決さるゝに至らずとは云へ、現在に於ては双方とも何等積極的態度に出でず、従つて現在左程重要な問題ではない。併し將來に於て此争議が解決さるゝ時には、其結果の如何に拘らず、紐育

の勞働團體組織に變化を見るに至る事は疑を容れないのである。(註一三) 又平版印刷業には、平版印刷工合同に参加せざるポスター畫工組合が存在して居るが、此組合と合同との相互關係の敵對的な事は言を俟たない。

更に銅版銅版彫刻印刷工組合が他の印刷業勞働組合より全く孤立の状態にあるが如き事情も、此方面の印刷過程と活版及平版印刷業に於る印刷過程との間の關係より、或程度まで説明せられる。

註一 前掲、本誌昭和四年十一月號、拙稿第四節參照。

註二 Allied Printing Trades Council of Greater New York, Constitution, as quoted in G. E. Stevens, History of Typographical Union No. 6 (Albany, 1913), pp. 513-4 の抄譯。

註三 各組合は夫々自己の組合票を有し、一印刷物の印刷過程中自己の組合の支配權に屬する過程のみが、勞働組合員に依つて行はれたる時には、其製品に當該組合票を附するが如くである。又合同組合票は植字、印刷、製本等全過程が組合員に依りて行はれたる製品にのみ附せらるゝ。是が爲めに一工場の製品に合同組合票の使用を許すべからざるやに就き、屢々問題が起る。

註四 The Agreement entered between the International Typographical Union, the International Printing Pressmen and Assistants' Union, the International Brotherhood of Bookbinders, the International Stereotypers' and Electrotypers' Union, and the International Photo-Engravers' Union, as ratified on March 7, 1911, Article I and III-VI.

註五 Federation of Printing and Kindred Trades of New York and Vicinity, Constitution (1890), as quoted in Stevens, op. cit., p. 513 の抄譯。

註六 Sylvia Kopald, Rebellion in Labor Unions (New York, 1924), pp. 179-181

註七 此全國的會商の結果、書籍及臨時物印刷業に於る雇主及勞働組合の全國的協調機關たる International Joint Conference Council of the Commercial and Periodical Branches of the Printing Industry が生れたのであるが、是に就ては本篇第二節參照。

註八 一九二二年國際活版印刷工組合長は斯る提案をなしたが、製本組合が夫に賛同するのみであつた。

註九 前掲、本誌昭和四年十一月號、拙稿第四節、一六七—一七〇頁參照。

註一〇 斯の如き態度はプレスメン及植字工の組合代辯者に依つて次の如く表明されて居る。プレスメンの組合長は云ふ。「我々は將來に於ても過去に於ると同様に、より密接なる組合間の協力の問題に對して、(中略)既に團體交渉の原則を承認せる米國印刷業雇主に對抗せんが爲め、相協力するの考を以て向ふものではない。(中略)雇主と勞働組合同のより親密なる協調的關係を樹立せんが爲めの手段として斯る團結の問題に面するのである。(中略)我々は各組合同(Amalgamation)の提案を直接間接に援助する事を目的とする一切の會商に應ぜぬであらう。何となれば我々は、斯る合同を其作用に於て非實際的であり、其原則に於て不健全なりと思惟するが故である。」(Proceedings of the 1926 Convention of the I. P. P. and A. U., Report of Committee on Officers' Report, Thursday Session, p. 7)

又國際印刷業勞働組合同協會は次の如く其態度を表明した。「(前略)淺き經驗と最少限の想像力を有する人々に依つて、(吾人の意見に従へば)誤つて主張されて來た計畫に従ふ所の所謂産業別勞働組合なるものに依らずとも、我々は國際印刷業勞働組合同協會に於て、一般的善及共同利益の促進をなし得る機關を有する。(中略)故に評議員會は、各個組合及全組合の安定、永續性及勢力を、あらゆる可能なる方法に依り、協同行爲を以て増進せしめんとする意向を有するものなる事を此處に宣言する。此方針の決定は躁急にして思慮なき方法を以てなされてはならぬ。すべての事實に對して最も充分なる考慮を拂ひたる後に於てのみ決定に達すべきである。(後

略)(Resolution adopted by the Board of Governors (1924 P. I. A. P. T. A., as quoted in Proceedings of the 1925 Convention of the I. T. U., Report of Committee on Allied Trades Relations, pp. 78-9.

註一 組育組合間の協力的關係に就ては前掲本誌拙稿第四節に述ぶ所があつた。其他にも一九一九年の植字工の「休暇」運動は、プレスメンの組合と其國際組合との抗争に同情したる事が一因となりて起こつたものである事も一例として挙げられる。尙又以上の組育諸組合は大體同時期に雇主組合と契約を更新する方針をとりて居るものゝ如くであつて、此程度に於て雇主との對抗を目的とする組合間の團結があるを見る事が出来るかも知れぬ。

註二 前掲拙稿二五三—四頁参照。

註三 此支配權爭奪に就ては本稿後段第六節参照。

## 二 各雇主組合間の關係

雇主組合は相互に殆ど全く孤立して居るが如くに見える。一九二〇年印刷業者聯盟とプレスメンの組合との爭議が仲裁々判に附せられたる際、新聞業者協會は印刷業者聯盟の訴訟要領書作製に材料を提供したる事があるが、其他には組育雇主組合間に協力的關係の存するを示す事實がない。(註一四)

一九一九年四の活版印刷業の國際的勞働組合と三の全國的雇主組合との間に、商業印刷物及定期刊行物印刷業國際協調委員會 (International Joint Conference Council of the Commercial and Periodical Branches of the Printing Industry) が組織された。其目的とする所は雇主及勞働組合の協調に依り、印刷業の安定と繁榮を圖らんとするにあつた。而して根本方針として賃銀は生活費の騰落に従つて之を調節する事及爭議はすべて和解又は仲裁に依つて之を解決する事を決議した。(註一五)

此協調委員會は活版印刷業の中にて新聞印刷業を除きたる他の勞資團體の大部分を包含する大規模の組織で、縦斷的には書籍雜誌臨時刊行物其他商業的活版印刷業全般を包括し、横斷的には米國全地方に於る斯業に亘り、協調精神の最高峰を示すものとして多大の期待をかけられたのであるが、一九二一年には既に全國的活版印刷工の一年餘にわたる同盟罷業が起こり、全國的協調機關としての此委員會の存在は、殆ど無意味となつた。其後は政府と協力して印刷業に於る健康調査をなす事等に依つて、僅に其存在理由を見出して居るものゝ如くである。現在印刷業者聯盟は此協調機關を通じて電胎版製版業者協會と協力して居るが、斯る如き事情の下に於て、此關係は實際上何等重要な意義を有しない。加ふるに前記協調委員會は組育に於ては何の職務をも有しないが如くである。(註一六)

斯の如く尠くとも外觀上に於て雇主組合間に關係の薄きことは、畢竟するに雇主組合にとりて斯る必要の存せざるが故ではあるまいか。彼等は其團體員數に於て少く、心理的にも比較的統一されたる團體である。若し必要が起これば容易に協同的動作をなし得る。

註一四 筆者は各雇主組合間に組合員の共通なるものあるに非ざるかを疑つたが、印刷業者聯盟シルコックス氏の云ふ所に従へば、斯る事實は縦しありとするも問題にさるべき程度のもではないとの事である。

註一五 J. R. Commons and others, Industrial Government (New York, 1921), p. 174.

註一六 此國際協調委員會の組織されたる時は、其會員として左記の諸團體が含まれた。

雇主側

一、全米活版印刷業者同盟、勞働組合工場部

- 二、全米活版印刷業者聯盟
- 三、電胎版製版業者國際協會

勞働組合側

- 一、國際活版印刷工組合
- 二、國際活版印刷工及助手組合
- 三、國際鉛版電胎版製版工組合
- 四、國際製本工組合

併し雇主側(二)は間もなく消滅し、(一)が其名稱を繼いだ。寫眞製版業に於る勞資團體は此委員會組織の爲めの豫備會議に参加したるのみにて、結局此委員會の會員とはならなかつた。一九一九年此協調機關の組織されし當初の問題は、勞働時間を一週四八時間より四四時間に短縮する懸案の解決であつた。委員會は一九二一年まで四四時間制施行を延期する方針の下に組織されたのであるが、寫眞製版業に於ては既に一九一九年に全國各都市の勞資團體間に四四時間制施行の契約を有せしもの多かりしが爲め、結局此委員會より離れ去つた。(L. M. Powell, History of the United Typothetae of America, Chicago, 1926, p. 146.)

### 三、勞資團體間の關係

米國活版印刷業に於る全國的勞働組合は其成立初期より雇主側との協調を主張し、仲裁に依る爭議の平和的解決を奨勵し、罷業等一切の武力的解決方法に反對した。植字工の全國的勞働組合は、既に一九〇〇年米國新聞業者協會と全國的仲裁契約を結び、之に倣つてブレスメンの組合も、同協會と全國的仲裁契約を結んだ。(註一七)又寫眞製版業に於ても、雇主側勞働者側双方の全國的組合に依つて仲裁契約が結ばれて居る。此他一九一九年には新聞業以外の活版印刷全般に亘る大規模の協調機關が組織されたる事は、前節末尾に述べたるが如くである。

斯の如く活版印刷業に於ては、勞資團體間の全國的仲裁契約が協調的勞資關係の存在を示すと同時に、他方に於ては是等活版印刷業の全國的勞働組合の規約は、都市勞働組合の同盟罷業に對する嚴重なる監督權制裁權を全國的勞働組合に與へて居る。都市勞働組合が全國的勞働組合の許可なくして行へる罷業は「不法」(Illegal)罷業であり、斯かる都市勞働組合員は全國的勞働組合から罷業手當を受くる資格を失ふ。場合に依つて全國的勞働組合は他の都市より罷業破りを送り込む事も出来る。最も苛烈なる規定に従へば「不法」罷業を行へる都市勞働組合は、其罷業を行へる事に依りて全國的勞働組合の支部たる認可が自働的に停止されるのである。(註一八)平版印刷業に於る全國的勞働組合米國平版印刷工合同は、是等活版印刷業に於る全國的勞働組合と異り、雇主組合と仲裁契約をも有せず、又其組合規約の規定も「緊急」(Emergency)罷業の場合に限り、都市勞働組合が自由に罷業を決行する事を許して居る。(註一九)此組合が過去に於て雇主組合との抗争に苦闘を続け來たりたる事を思へば、是は極めて當然の態度であると云ひ得る。(註二〇)凹版印刷業勞資團體に於ては、以上の二點とも事情を詳にしない。

紐育に於ては二八の勞働組合中九組合及九又は一〇の雇主組合中四組合が仲裁契約を有する事が確實である。實際上に於ては更に此他にも仲裁契約を有する組合があるであらうし、且又以上の確實に仲裁契約を有すると知られて居る團體の中には、其組合員數に於て、其指導的地位に於て、紐

育印刷業勞資團體中最も重要なものの總てを含むて居るのであるから、一般的に紐育印刷業勞資團體も協調的關係にあると云つて差支ないのである。(註二一)一九一九年紐育に於る新聞業以外の植字工の「休暇」運動があつて以後今日までに、一九一九年のプレスメン及助手の罷業及工場閉鎖、一九二一年の製本工の罷業、一九二二年の寫眞製版業者の工場閉鎖、同年の平版印刷工の罷業、一九二三年及四年に於る新聞印刷プレスメンの罷業等が起つた。而して是等が此期間に紐育で行はれた實戰の重要なものの全部であつて、一九二四年以後紐育印刷業に於ては勞資團體間に平和が續いて居る。(註二二)一九二一年植字工が四四時間制を要求して全國的罷業を行つた際の如き、紐育に於ては既に四四時間制を雇主組合が承認せるが故に、紐育は此全國的罷業の圏外に在つた。斯の如く印刷業に於る勞資團體間の關係が、一般に協調的なる事の最も主要なる二理由として、勞働組合が米國勞働聯合の實利主義に立ち勞資協調を唱へ來たりし事と、之に加ふるに印刷業が其性質上斯る勞働組合の發達すべき饒土を提供したる事とを擧げる事が出來やう。斯くして印刷業に於ては此勞資協調主義の現れとして團體交渉が盛んに行はれて居るのであるが、全國的組合間の協約は前記の仲裁契約があるのみであつて、是等は云ふまでもなく罷業及工場閉鎖の防止を主要なる目的とするものであり、勞働條件を定むる全國的協約は、米國印刷業に於ては未だ存在しないのである。(註二三)全國的勞働組合は都市勞働組合の團體協約締結に對し、或は協約内容の標準を示し或は協約内容に就き全國的組合の認可を必要とする等、一般に都市勞働組合の團體協約締結に對して指導監督の任に當つて居る。又罷業に對する監督は前記の如くであるが、其援助も罷業手當と與へ

援助員を派遣する等、都市勞働組合に多大の戰鬥力を與ふるのである。併し一般には結局一都市印刷業の團體交渉の當事者は其都市組合であり、すべての勞働條件は其都市勞働組合の團體協約に於て定めらるゝのである。團體交渉に於る全國的勞働組合の位置は指導者監督者後援者の位置である。(註二四)今紐育印刷業に於る團體交渉の状態を見るに、勞働組合二八の内一一は雇主組合と成文の團體協約を有する事が確實であり、残る一七の勞働組合中八は、雇主組合又は雇主と何等かの團體協約を有するのであるが、其協約が成文なりや否やは不明である。是等一九組合は平版及活版印刷業に屬する勞働組合であるが、残る九組合即ち製本工の四組合、銅版銅版製版工の三組合、ボスタア畫工の一組合及シデログラフアスの一組合は、斯る團體協約を有するや否や不明である。要之、紐育印刷業に於る組合員勞働者の大多數は、團體協約に依り定められたる勞働條件の下に在るのである。又雇主組合側に於ては紐育に於る九又は一〇の組合の内五組合は確實に勞働組合との團體協約を有する。(註二五)此場合でも雇主組合の重要なものは殆ど全部此五組合の内に含まれて居る。斯の如くして紐育印刷業に於る重要勞働組合は全部雇主側と團體協約を結び、一步步漸進的に組合員の勞働條件を好良ならしめつゝある。保守的なる彼等は、何等勞働者の事業管理參加を要求しては居らぬやうである。又彼等は失業に對する負擔を全く彼等のみで背負ふて居る。雇主は解雇に際して多くは二十四時間前に通告するの義務を負ふのみである。又是等勞働組合は協調主義の實を擧げ産業平和を維持する爲めに、雇主側と仲裁契約を結びて罷業決行を最も困難とならしめて居る。殊に新聞印刷プレスメンの如きは、殆ど完全に罷業權を放棄して居ると云つても宜い。之に

對して雇主側に於ては勞働組合を承認し、雇入に際しては組合員に優先権を與へ、工場閉鎖を行はざる事を約束する。而して勞資双方の代表者よりなる委員會が、團體協約に定められたる勞働條件の實施を監督して居る。(註二六)

徒弟教育に關しても勞資團體間に協力が見られる。紐育植字工の組合は雇主組合(新聞業者ならざるもの)と共同出資の下に學校を經營し、紐育プレスメン組合第五支部は紐育市當局及雇主と協力して同様學校を經營し、更に新聞印刷プレスメン組合第二支部は雇主及プレスメンの全國的組合と協力の下に、新聞プレスメン養成の學校を開いて居る。

上述の如く大體に於て紐育印刷業に於る勞資團體の關係は協調的であるが、之を更に各印刷業の部門に就て比較的に觀れば、新聞業に於て勞資關係の平和が最も嚴重に守られて居る事を發見する。新聞發行に於て最も重要な要素が時間である事は明白であつて、其生産中の一過程の停止は、夫が極めて少時間のものなる場合に於ても、新聞業者に多大の損失を與へる故に新聞業者はあらゆる可能の方法を以て産業平和を維持せねばならないのである。一方之に反して電胎版製版業に於ては、紐育團體協約の外に全國的の和解契約を有して居るが、仲裁契約は全國的にも都市的にも結ばれて居らず、而も夫にも拘らず從來斯業に於る勞資團體間の關係は極めて圓滑に進み來たりしが如くである。電胎版製版工が熟練工であつて、印刷業勞働者中最高の勞働組合賃銀率を有するものであり、同業は比較的小産業ながら印刷業全般の内極めて樞要の地位を占めて居る事等より推して、同業に於ける勞資團體は、双方とも極めて高き程度に組織され、其印刷業に於る樞要の地位を利用して、

或程度の獨占的利潤を勞資間に分配しつゝあり、是が爲めに仲裁契約に依つて第三者をして干渉せしむるを欲せざるに非ずやと考ふるは餘りに常軌を逸したる憶測であらうか。(註二七)

活版印刷業に於ては、斯の如く一般に勞資協調の關係にあるに對して、平版印刷業に於ては、其歴史の大部分が勞資團體間の激烈なる争闘の記録で埋まつて居る。(註二八)而して此争闘の期間の最後に、一九二二年雇主組合が一二・五%の賃銀引下を宣言し、全國的罷業が殆ど一個年續きたる後、結局勞働組合の敗北に終つた事が記録されて居る。(註二九)現在にても或は勞働組合が雇主組合の專制に屈服しつゝある爲であらうか、團體協約は勞資團體間には存在せざるが如くである。(註三〇)何故に平版印刷業に於て勞資團體間に協約が存せざるやの疑問に答ふるには、更に深き研究を要するであらう。又製本業は印刷業過程に比して一般に不熟練作業に近きものであつて、雇主が勞働組合との對抗上優越の地位に立つ傾向のある事は言を俟たない。同業に團體協約の存せざる事の有力なる説明は、此製本業の性質に見出されると思ふ。

註一七 但し植字工と新聞業者協會との全國的協約は一九二二年以來解除された形となつて居る。

註一八 The International Printing Pressmen and Assistants' Union, Constitution (1926), Article 16, Section 11 and 13. 尙實際上に於て此全國的勞働組合の監督の嚴格なる事極度に達したる場合には、紐育の組合は全國的組合の直轄に屬せしめられるのである。即ち一九一九年紐育に於るプレスメン及助手の三組合が他の數都市の勞働組合と共に全國的組合と抗争したる際は、全國的組合は前記三組合を除名し、紐育に新に三の組合を組織したのであるが、一九二三年の紐育新聞印刷プレスメン組合の「不法」罷業に對しては、全國的組合は紐育に自身出張したる全國的組合長の指揮の下に罷業破りを行ひ、同組合を除名の上新組合を組織して全國的の役員を新組合役員中

に入れて、全國的組合が直接に紐育新聞印刷プレスメンに對する團體協約を雇主と結んだのであつた。Sylvia Kopald, op. cit., pp. 178-258.

註一九 「緊急」は此處に稱せらるゝ場合は the Amalgamated Lithographers of America, Constitution (1924), Article 15 に次の如く定義して居る。即ち「緊急」事は「賃銀の一般的引下、組合員労働時間の延長、非組合員雇入制の採用、賞與金制度 (Task and bonus system) の採用、又は時間賃銀制より個數賃銀制へ移る宣言が貼出されたる場合」等である。

註二〇 前掲拙稿第四節一七四—一六頁参照。

註二一 紐育勞資團體中仲裁契約を有する事の確實なる勞資團體は左の通である。

一、労働組合

紐育市活版印刷工組合、(植字工)

發送工組合、

紐育市活版印刷工組合、(プレスメン)

紐育市印刷助手組合、

紐育市新聞印刷工組合、(新聞印刷プレスメン)

紙取扱工及紙延工組合、

女子製本工組合、

紐育紙斷工組合、

紐育寫眞製版工組合、

二、雇主組合

紐育活版印刷業者協會、活版印刷業者聯盟部

紐育出版業者協會(新聞業者)

紐育寫眞製版業者協會

紐育市及近郊寫眞凹版印刷業者組合

尙是等及其他の組合名及其原名に就ては前掲拙稿第三節参照。

註二二 一九一九年一〇月一日より一月二四日まで約三八〇〇人の植字工が「休暇」をこつた。是は事實上罷業であつたが、全國的労働組合の干渉を避くるが爲め「休暇」の名義を假したのであつた。此名義の故に全國的労働組合の認可を受くる必要もなかつたが、勿論罷業手當も受くる事が出来なかつた。又一九二四年の新聞印刷プレスメンの罷業は、ハアスト系新聞に於てのみ行はれ、而も紐育新聞印刷工組合支部第二の役員の意志に反して起つたものであつた。

註二三 一九〇五—六年及一九二一年の植字工の全國的罷業の場合に於ても、全國的に共通せる労働時間短縮要求の罷業であるに拘らず、其解決は各都市に於る團體協約に任せ、全國的協約は生れなかつた。

註二四 紐育の如き印刷業の最も重要な中心地に於ては、全國的組合の團體交渉上に有する位置は、一層其重要性を減ずるが如く思はれる。紐育の如き都市の團體協約は他に對して標準を示すものであり、又紐育の組合の如き大きな都市労働組合は、註二二に述べたるが如く三八〇〇人の多數が八週間にも亘りて全國的組合の後援なくして罷業を行ひ得るのである。

註二五 團體協約を有する雇主組合は、註二一の四組合の他に紐育市及近郊電胎版鉛版製版業者組合を加へたる五組合である。團體協約を有するや否や不明なる雇主組合は、平版印刷業者の組合、製本業者の二組合、其他である。此内平版印刷業者の組合は一九〇六年に労働組合反對を聲明し、一九一七年 H. E. Hoagland, Collective Bargaining

in the Lithographic Industry, Studies in History, Economics and Public Law, Columbia University, vol. LXXIV, No. 3 (New York, 1917) の出版されたる當時に於ても猶反勞働組合の團體であつたが、現在に於ては此點が明でない。全米平版印刷工同盟の機關雜誌 Lithographic Journal, June, 1927, p. 21 の報ずる所に依れば、同組合と一團の雇主との間に協約が結ばれ、同協約は一九二七年四月より効力を生じ一九二八年一月を以て期限終了のものであつたが、一部の雇主は其協約内容を承認せず雇主間に分裂を生じたとの事である。但し是等の雇主とは平版印刷業者協會を指すものなりや又は同協會に屬する雇主の一部なりや又は他の雇主なりや之を明にしない。

註二六 是等勞働條件決定の團體協約及仲裁契約の精密なる研究は之を他の機會にいづる。

註二七 寫眞製版業も比較的小産業にして而も印刷業中樞要の地位を占むる點及び寫眞製版工は高度の熟練工にして九八%の組合を有する點 (Warren B. Catlin, The Labor Problem in the U. S. and Gr. Britain, New York, 1926, p. 361) 等、電胎製版業と共通の事情を有して居る。加ふるに寫眞製版業の紐育勞資團體が有する仲裁契約は、勞資双方の同数の代表者より成立する仲裁委員會が仲裁に失敗せる場合には、全國的團體の組織する委員の仲裁に附せらるゝ事を定むるものであつて、其實質上寧ろ和解契約と見らるべきものである。此寫眞製版業勞資團體が其協調に依りて勞働市場を獨占し、消費者を搾取する事に依りて獨占的利潤を得つゝあるに非ずやとする疑は、Federal Trade Commission に依る告發となつて現れて居る。International Photo-Engravers' Union, Report of Officers to 1926 Convention に同件の保争中なる旨が報告されて居るが、其結果如何になりしやを詳にしない。

註二八 前掲拙稿第四節參照。

註二九 Labor Research Dept. of the Rand School of Social Science, The American Labor Year Book, 1923-4, p. 122.

註三〇 註二五參照。

#### 四、各勞資團體の態度及方針

以上極めて不満足ながら米國印刷業に於る勞資團體間の關係を、紐育を中心として述べた。次に上述せる所及其他の材料に基いて是等勞資團體の態度及方針と看做さるゝものを考察して見やう。

先づ勞働組合に就て見るに、彼等は殆ど全部米國勞働聯合 (American Federation of Labor) に屬し、殊に彼等の内最も重要な活版印刷業勞働組合は米國勞働聯合の中堅をなして居る。(註三一) 現在の資本主義經濟制度及夫に伴ふ賃銀制度を承認し、團體交渉に依りて一步步漸進的に賃銀の増額勞働時間の短縮、其他の勞働條件改善を圖らんとする米國勞働聯合の現實主義は、其儘之を印刷業勞働組合の態度であると看做す事が出来る。是等印刷業勞働組合は、平版印刷工を除く他は、皆職業別に組織されたる組合として發達して來た。彼等の關心する所は、各自の組合員の福祉に在るのみである。彼等にとつて階級としての勞働者の福祉の如きは第一義的の關心事ではなす。如何なる社會的又は政治的運動も、夫が直接に彼等の職業に利害關係を有せざる限り、彼等にとつて無興味である。彼等は一切の勞働者を一組織内に團結せしめんとした勞働騎士團 (Knights of Labor) の理想主義と抗争して遂に勝利を得た。

既に本稿第一節に於ても多少觸れた所であるが、印刷業勞働組合は大部分職業別組合主義 (Craft unionism) に據つて進んで來た。其初期に於ては、活版印刷業の勞働者全般を包含せんとするものであつて、一見産業別組合 (Industrial union) の如くであるが、當時は印刷業の發達が未だ何等の分業を生ずる程度に到らなかつたのである。又一八六〇年頃より一九〇四年頃までの期間、即ち紐育市に最初のプレッスマンの組合が現れし前後より、プレッスマン、製木工、鉛版電胎版製版工、

寫眞製版工が夫々活版印刷工組合より分離し終る迄の期間に於ては、活版印刷工組合は或場合に於て産業別組合主義をとるものなるかの如き外觀を呈した。即ち活版印刷工は分離せんとするプレスメン其他を引留めんとしたのであつて、一應産業別組合たらんと試みたものである。併し乍ら活版印刷工組合は本來職業別組合であつて、印刷業の發達に伴ひ分業が生じて、嘗て職業別組合たりしものが自ら産業別組合に轉化せんとしてつゝあつたに過ぎない。各職業別組合が分立するに至つたのは、結局彼等本來の目的に副ふものであつた。前記の期間に於る母體組合と分離組合との抗争は、恐らく當時の印刷工全般に彼等の組合運動に就ての理解が充分ではなかつた爲めではあるまいか。(註三二) 斯の如く活版印刷業の諸勞働組合は、各自職業別組合主義に依り其組合員の福祉を圖らんとするものである。多くは熟練工の組合であるが故に、不熟練工と共に産業別組合を組織して、其雇主との對抗上の優越なる地位を失ふ事は、彼等の現實主義に反する。(註三三) 現在彼等の組合規約中目的として記されたるものは、幾分彼等本來の目的を表明するものと考へらるゝのであるが、紐育活版印刷工組合第六及プレスメン組合第五一の規約は共に「職業の福祉 (Craft interest) を保護し増進する事」を以て其目的とす明言して居る。(註三四) 他の組合規約にも同様の文章が見える。

以上の如く活版印刷業に於て職業別組合主義が行はれて居るに反し、平版印刷業に於ては、勞働組合は一産業内の熟練工全部を包含する準産業別組合として出發し、其後幾多の準産業別及職業別組合の對立時代を経て、現在の産業組合に達したる事は嘗て述べたるが如くである。(註三五) 彼等が活版印刷業の勞働組合と異り、勞働騎士團の下に其全國的組合を組織した事實より、勞働騎士團の

博愛的精神の影響を受けたる事が推測せられるのであるが、而も其初期に於て最も切實に保護を欲求する不熟練工を彼等が除外したる理由は明でない。而して現在彼等が産業別組合をなすは、主として雇主側と對抗の自衛上の必要に出でたるものであり、彼等が活版印刷業勞働合同様現實主義をとるものなる事を否定するものではないであらう。

印刷業勞働組合の大部分が斯の如く夫々の職業の福祉を圖らんとするに至つたのは、主として多年の經驗の結果ではなからうか。一八二〇年代末より一八六〇年代初頃までの期間は、一般に勞働者の政治的社會的運動が旺盛であつたが、印刷業勞働組合も此期間には經濟的活動を離れて、政治的社會的運動にも足を踏入れた。(註三六) 併し一八六九年頃に現れ一八八八年頃其勢力の頂點に達した勞働騎士團に對しては、職業別組合主義を主張して反抗して居る點(註三七) より見るに、其當時に於ては既に經驗に教へられて職業別組合主義に依つて經濟的及共濟的活動にのみ組合活動を制限する方針を採つて居たのではあるまいか。

以上の如く印刷業勞働組合の態度は、大體に於て現實主義的であり、而して社會意識又は階級意識には殆ど基かずして、職業意識 (trade consciousness) をのみ有する者の態度である。従つて彼等の方針は排他的であり、利己的である。彼等は或は高率なる組合加入金を要求し、或は徒弟採用乃至養成上種々の方法にて其數を制限し、或は種々の方法を以て生産額制限を行ふ。(註三八) 前節に述べたるが如く勞働獨占に依りて消費者搾取を行ふと疑はしむる程度の状態に至る場合すらある。又彼等は後述するが如く自己の組合の支配權範圍を擴大せんとして相争ふ。

又現實主義者なる是等勞働組合は、現在の賃銀制度を承認し、團體交渉を奨励する。又勞資協調の關係を持続せんが爲めに、仲裁契約を雇主側と結び、極端なる場合には、罷業權を殆ど全く放棄する事前述の如くである。又罷業を行ふ場合に於ても、夫は極めて平穩に何等暴力を用ふる事なくして行はれる。(註三九) 又彼等は組合員をして團體協約を遵守せしむるやう取締をなすの必要上、其統制組織は專制的ならざるを得ない。(註四〇)

次に是等勞働組合は、其組合員の福祉増進の爲め、共濟事業に對しても大なる關心を示して居る。組合運動初期に於ては、活版印刷工は共濟事業を行ふが爲めに、其經濟的活動を全く停止した時代すらある。(註四一) 又其反對に組合が鬭争的なる時代には、共濟事業は極めて輕視せられた。現在に於て植字工の組合の如きは、米國勞働組合中共濟事業の最も發達せるものとして數へられて居る。(註四二)

印刷業が其過程の大部分に於て、知的教育的なる熟練作業なる事及印刷業中には極めて小規模經營の可能なる部門存在して勞働者は獨立經營者となるの機會ある事等、斯の如き印刷業の性質は、右に述べたる印刷業勞働組合の態度及方針に對しても部分的説明を與ふるものである。(註四三) 次に雇主組合の態度及方針を述べべきであるが、第三節に述べし所に依り自ら明なりと思ふが故に、此處に再び繰返す事を避けやう。

註三一 前掲拙稿註二參照。

註三二 一八九〇年度及一八九四年度活版印刷組合大會に於る組合長及副組合長の言を見るに、彼等のプレスメン分

反對意見は、何等明確なる根據を有しない。其當時迄約一世紀間同一の組合にありて共同の行動をとりつゝありし者と分離する事に對する自然の感情的嫌惡、從來統一されたりたるものが分裂する事に對し暗黒に見ゆる前途の不安等が、主として彼等の態度を説明するものではなからうか。George A. Tracy, History of the Typographical Union (Indianapolis, 1913), pp. 440, 503. 尙第一節各組合間の關係參照。

註三三 前掲拙稿第四節一六九—一七〇頁參照。

註三四 Typographical Union No. 6, Constitution (1926), Article 1, and Printing Pressmen's Union No. 51, Constitution (1926), Article 1.

註三五 前掲拙稿一七—四六頁參照。

註三六 此時代に於ては、紐育組合員にして後に諸業勞働組合 (General Trades' Union) の委員長及國會議員たりし Ely Moore 及紐育組合長にして組合社會主義者 (Associationist) たりし Horace Greeley の活躍した時代である。活版工の組合も此諸業勞働組合には其組織に就ても盡力した程であり、當時一般勞働者間に極めて盛なりし協同組合運動、殊に生産者協同組合運動を支持し、一八五〇年費府には印刷工の斯る協同組合が生れた。Stevens, op. cit., pp. 162-3, 218, 372.

註三七 Tracy, op. cit., pp. 369-370.

註三八 平版印刷業に於るホスタア畫工組合、凹版印刷業に於るシデログラフアスの組合及銅版彫刻印刷工の組合に就ては、組合加入金、徒弟養成規定及一般に生産制限を目的とする規定等の諸點を明にしないのであるが、其他の組合に就て是等の諸點を觀れば、次の如くである。

最高の組合加入金を要求すると思はるゝのは、プレスメン組合第五一であつて、加入者は其從事する作業に對する組合最低賃銀の一週分を納めねばならない。乃ち其作業部の如何に従つて五五弗乃至六六弗なるのであ

9. Printing Pressmen's Union, Laws (1926), Article IV, Section 1A. 之に反して最も少額を要求するものは、製本工の組合であつて、其全國的組合規約に依れば男子は十弗以上女子は五弗以上である。但し紐育組合は此以上を要求して居るのであつて、製本工組合に屬する紙斷工組合第一一九の如きは實際上一〇〇弗の加入費を要求して非難された。Proceedings of a Regular Meeting of the Board of Governors of the International Allied Printing Trades Association, 1926, in Reports of Officers to Seventy-Second Session of the International Typographical Union, 1927, pp. 108-9. 併し他の製本工紐育組合に就ては此點を明にしない。而して他のすべての組合は前記最高のプレスメンと最低の製本工と中間に位して居る。

徒弟制度に關する規定に就ても、亦プレスメン組合は最長の徒弟年限を要求する。其作業の性質にも因る事は云ふまでもないが、輪轉印刷機のプレスメン徒弟年限は四年なるに加へて同徒弟たらんとする者は、少くとも五年以上全國的プレスメン組合の組合員たりしものなる事を要求するのであるから、プレスメンとなるまでは尠くとも九年を要する。Sale Agreement between Printers' League and the Union (1925-1927), Section 74. 全國製本工組合は男子に對して四年、女子に對して一年を要求して居る。又場合に依つて全く徒弟期間を免除して組合員を加へせしむる事を都市組合に許して居る。International Brotherhood of Bookbinders, General Laws (1926), Section 53. 他の組合は總べて四年又は五年の修業年限を要求して居る。更に又是等組合は雇主との協約に於て、徒弟と修業職工との比率を一定し徒弟を制限して居るのであるが、新聞植字工十五人に對して徒弟一人が最も制限の甚しきものと如く、他は是よりも緩である。併し孰れも斯の如き比率を定めて居る事は勿論であり、徒弟の二工場内に於る絶對數を制限する場合もある。更に採用する徒弟の年齢を例へば一六才より一八才までと定むる(紙斷工組合)が如き方法に依つても、徒弟の制限が行はれて居る。更に六の協約に規定する、所に依れば、徒弟採用の際證書の任に當るものは、職長にして而も此職長は組合員であるが故に、此方面に於て徒弟制限を行ふ事も可能であらう。

生産制限は一人のなす仕事の量又は種類を制限する事、又は一臺の機械を取扱ふ職工數を定むる事、又は他工場に於て組立てられ既に印刷に用ひたる活字の組版又は紙型の賃借賣買を禁する等の方法に依つて行はれて居る。

The Committee on Elimination of Waste in Industry of the Federated American Engineering Societies, Waste in Industry (Washington, 1921), pp. 196-200. 参照。

註三九 一九〇五年——六年植字工の全國的罷業は、暴力の使用が全く見られなかつた點で有名であつた。Powell, op. cit., p. 68.

註四〇 此傾向は全國的組合が都市組合の罷業を監督する上に於ても現れて居る。本稿第三節参照。

註四一 一八一五年頃獨立戦争奈翁戦争の終結と共に襲來したる不景氣は、當時の労働組合の勢力を奪ひ去つたが爲めに、労働組合の活動は主として共濟事業の方面に集中された。一方紐育に於る活版印刷工の組合は其當時までに相當の成長を遂げ、其基金も増大するに従つて基金保全の必要上から組合を法人化するの主張が現れて居た。斯して同組合は費府組合の例に倣ひ、一八一八年紐育州當局より法人たる認可を得たのであるが、當時は未だ英國結社法の行はれて居た時代であつた爲めに、印刷工組合は共濟事業を行ふ團體としてのみ認可されたのであつた。Stevens, op. cit., pp. 78-81. 斯して此組合は法人となると共に經濟的活動をなす事を禁せられてしまつたから、一八三一年に第四次の印刷工組合が新に組織さるゝまでの期間に於ては、事實上労働組合は存在せざるの觀を呈した。

註四二 大規模罷業のなき年に於ては同組合は其支出の相當大なる部分を共濟事業に向けて居る。一九二八年より九年に至る會計年度の報告に依れば、各個組合員の納むる組合費の八七%以上が共濟事業に向けられて居る。Report of Officers to Seventy-Fourth Session of the International Typographical Union (Indianapolis, 1929), pp. 46-7. 其

行ふ共濟事業は組合員に對する病院養老院なる Union Printers' Home の經營、死亡申慰金、養老年金の附與等である。

註四三 此點に於て印刷工が恵まれたる環境にあると思はるゝのは、印刷業に於る機械の使用が多くの場合に於て作業を熟練作業より不熟練作業に變ふるもので無かつたこと云ふ一事である。其顯著なる一例は植字機械(Linotype)の發明後の状態に見出される。即ち植字機械に依る植字も従來の植字作業同様の熟練を要したのである。G. E. Barnett, The Introduction of the Linotype, in J. R. Commons (Editor), Trade Unions and Labor Problems (Boston, 1905), p. 271.

### 五、雇主及労働者の組織程度

一九二三年に Leo Wolman は、米國印刷業労働者(植字工、プレスメン、鉛版電胎版製版工、寫眞製版工、製本工、平版印刷工、銅版銅版彫刻印刷工其他を含む。)は一九二〇年に於て其五〇・一%が労働組合に屬し、同年紐育の植字工の四二・二%は組合に屬すると計上して居る。一九二〇年に於る米國諸業労働者組織程度の最高は、衣服仕立業の五七・八%鐵道従業員五六・七%等であり、農業を除く諸産業労働者全部の組織程度が二〇・八%なるを見れば、印刷業労働者は米國諸産業労働者中最高程度の組織を有するもの、一である。尙 Wolman は紐育に於る植字工の組織程度が他市に比して低きは、「特に書籍及臨時物印刷工場に對し又一般に小印刷工場に對し、労働組合が支配力を欠くが故」であると述べて居る。(註四四)以上は此方面に對する最新の信頼し得べき資料の全部である。故に米國労働運動に關する此報告書の形を整はしむるが爲めには、結果の貧しきと否とを顧はず、兎も角も一九二〇年以後に於る状態を調査するの努力が費されねばならぬ。而も組織的調査は筆者にとりて不可能事であるが故に、調査方法も非科學的暗申模索的なりざるを得ない。

或機會に「印刷業に就ては紐育は歴史的に労働組合優勢の都會(a union town)である。」と云はれた。(註四五)又他の機會には、「紐育は他の全國都市と少しく相違して居る。紐育は他の全國都市に比して一層労働組合に傾いて居る。(union-bound)」と云はれた。(註四六)是等の言とWolmanの夫との間には時期の相違があるが故に、兩者は必ずしも相反するものではないが、疑はしき印象を與へずには居ない。今一九二三年度の製造工業統計及同年度の労働組合機關雜誌に報告されたる組合員數を基礎として計算を試むるに、先づ一九二三年の組合員數は次の如くである。(註四七)

活版印刷工組合支部第六	同上	九、二五九人	四月調
同上	第八三 (猶太文)	二一三人	同上
同上	第一三一 (ポヘミア文)	二五人	同上
同上	第二六一 (伊太利文)	九七人	同上
同上	第四四〇 (匈牙利文)	三九人	同上
同上	第八一六 (波蘭土文)	〇	同上
同上	第八一七 (希臘文)	二七人	同上
獨米活版印刷工組合支部第七		一八四人	同上
發送工組合支部第六		七九〇人	同上
鉛版製版工組合第一		九〇八人	一月調

電胎版製版工組合支部第一〇〇

三四六人

同上

寫真製版工組合支部第一

二、〇〇八人

三月調

紐育 Webb 印刷機プレスメン組合支部第二五

二、二〇〇人

九月調

合計

一六、〇九六人

一方に於て活版印刷及出版業、及木板彫刻の勞働者數を合すれば、四八、五三六人となる。(註四八) 此四八、五三六人中には、右の一六、〇九六人中に含まれざる書籍及臨時物印刷プレスメン及其助手、製本工、紙斷工、其他を含むて居るが、假に此差を無視するならば、平版印刷業及銅版彫刻印刷業を除いて一九二三年紐育印刷業勞働者の尠くとも三三・一%は勞働組合に屬して居た事を知るのである。又一九一九年全國的組合より脱退せる紐育書籍及臨時物印刷プレスメン及助手の三組合員數は約五、五〇〇人なりしが故に、一九二三年に於るプレスメン、同助手及製本工其他の組合員數として少くとも五、〇〇〇人を右の一六、〇九六人に加ふる事を許さるゝであらう。此數字に基けば組織比率は四三%に増す。之は極めて大體の見積にして且内輪の見積であるが、加ふべき製本工、紙斷工等の數は甚しく大ならざるが故に、大體に於て四三%前後とするも大過無いであらう。尙紐育平版印刷及銅版印刷業に就ては何の資料をも有しない。

本節冒頭に言及されたる紐育印刷業に於る勞働の組織程度高しとの言説は、明に活版印刷業のみに關するものであり、且つ是等の言は夫々一九二六年及一九二七年のものである。故に縱令一九二三年の組織比率が四三%前後にして相應高きもの乍ら「壓倒的」に高からずとしても、是等の言を誤なりとする事は出來ない。併し活版印刷業勞働組合が紐育に於て一九二六年迄の期間に斯くも急速なる發達をなしたる事は可成疑はしく思はれる。(註四九)

併し乍ら他方に於て一九二六年國際活版印刷工組合より發行せられたる pamphlet に依るに、紐育市に於て同組合員を雇傭する工場に於て印刷發行さるゝ雜誌及定期刊行物は三三九種なるに反し、非勞働組合工場にて印刷發行さるゝものは僅に七種に過ぎない。換言すれば紐育市にて印刷發行せらるゝ雜誌及定期刊行物中九七・九%は勞働組合員なる植字工を使用する工場に於て印刷せらるゝのである。(註五〇) 九七・九%は正しく「壓倒的」と稱せらるべき比率である。而も此比率は活版印刷業雜誌及定期刊行物印刷工場に於る植字工のみに關するものであつて、同一工場内に植字工以外には非勞働組合員を使用するものも此内に含まれぬとは限らず、且又以上の雜誌及定期刊行物中他所に於て印刷され紐育に於て發行さるゝものも含まれぬとは限らぬが故に、結局此方面に於ても紐育活版印刷業全般の勞働の組織程度高き事を示すは不可能である。

各個の職業に於る組織程度に就ては、勿論シデログラファスの一〇〇%を最高とせねばならぬが、(註五一) 他の職業に就ては製造工業統計の數字の不充分なるが爲めに、其比率を示す事は困難である。Wolman は「印刷業に於て勞働組合員を得る最大の源泉は、新聞印刷工場である。」と云つて居るが、彼は數字を以て之を示しては居なす。(註五二)

註四四 Les Wolman, Growth of American Trade Unions, 1880-1923 (National Bureau of Economic Research, 1924),

pp. 88, 94-95. Catlin, op. cit., p. 438.

他の重要都市に於る植字工組織比率は次の如くである。

サン・フランシスコ	八六・二%	ボストン	七七・三%
セント・ルイス	六〇・〇%	クリーブランド	五九・三%
ボルティモアー	四七・六%	シカゴ	四六・九%
(ニュー・ヨーク)	四二・二%	フィラデルフィア	二八・一%

註四五 The New York Times, August 14, 1927.

註四六 Proceedings of the 1926 Convention of the United Typothetae of America, p. 94. Mr. Charles Francis of New York Employing Printers' Association の言。

註四七 プレンツメン組合員の数は Monthly Labor Review, December, 1923, p. 127. に依りしを除けば、他はすべて各國際組合一九二三年度大會に對する役員報告書に依る。尙一九二七年度の同様なる資料に依り同年度組合員數左の如くである。

活版印刷工組合支部第六	一〇、二五三人	四月調
同上 第八三	二四三人	同上
同上 第一三一	二八人	同上
同上 第二六一	一〇二人	同上
同上 第四四〇	一四人	同上
同上 第八一六	二四人	同上
同上 第八一七	二四人	同上
同上 第八一七	二四人	同上

獨版米活印刷工組合支部第七 一八二人 同上  
 發達工組合支部第八 八六五人 同上  
 鉛版製版工組合支部第一 一、〇〇七人 五月調  
 電胎調版製版工組合支部第一〇〇 三七五人 同上  
 寫眞製版工組合支部第一 二、三九八人 同上  
 又 New York Times, December, 25; 1927. に依れば、組育プレツスマン組合支部第五一は當時三、五〇〇人の組合員を有した。

註四八 前掲拙稿一五二頁第一表參照。

註四九 前掲一九二七年の組合員數合計一九、〇一五人は、一九二三年の合計一六、〇九六人より二、九一九人即ち一八・一%の増加を示して居る。又全國的の傾向を見るに左の如くである。(American Labor Year Book, op. cit., 1927, pp. 71-3 に依る。)

	一九二三年	一九二四年	一九二五年	一九二六年	一九二三年 六年増減	同前率%
國際製本工組合	一一、九〇〇	一三、四〇〇	一三、六〇〇	一二、九〇〇	〇	—
平版印刷工合同	六、三〇〇	五、五〇〇	五、三〇〇	五、四〇〇	減 九〇〇	減 一四・六
國際寫眞製版工組合	六、五〇〇	六、八〇〇	七、二〇〇	七、七〇〇	一、二〇〇	一八・五
國際鋼銅版 彫刻印刷工組合(a)	一、四〇〇	一、三〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇	減 二〇〇	減 一四・三
國際活版印刷工 及助手組合(b)	三七、〇〇〇	三八、七〇〇	四〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三、〇〇〇	八・一
シデログラフア ス國際協會	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	〇	—

國際鉛版電胎版 製版工組合	六、二〇〇	六、五〇〇	六、八〇〇	六、九〇〇	七〇〇	一四・五
國際活版 印刷工組合	六八、一〇〇	六八、八〇〇	七一、〇〇〇	七三、三〇〇	五、二〇〇	七・六
合計	一三八、五〇〇	一四一、一〇〇	一四五、二〇〇	一四七、五〇〇	九、〇〇〇	六・五

a、一九二三年一九二四年に對する數字は合同前の二組合數合計、bはプレスメン及助手の組合、cは植字工の組合。

尙 Bureau of the Census, Department of Commerce, Census of Manufactures: 1923, Printing and Publishing and Allied Industries (Washington, 1925), p. 6 and Census of Manufactures: 1925, Printing and Publishing and Related Industries (Washington, 1927), p. 6 に依れば、一九二三年及一九二五年に於る全米國印刷業全般に於る平均勞働者數は、夫々二九一、〇二九人及二九六、三二四人である。是等は前表中の各職業全部を含むものであつて前表の合計數を用ひて計算を行へば、一九二三年には四七・六%、一九二五年には四九%が全國全印刷業に於る組織程度を示す比率である。但し各産業別又は各職業別に比率を示す事は、統計數字の不備なる爲め不可能である。

註五〇 International Typographical Union, List of Union and Non-union Periodicals and Magazines (Indianapolis, 1926)

尙非勞働組合工場にて印刷發行さるゝ七種は、前記九七・九%の比率を探るに際して特に考慮に入るゝを必要とする程重要なものを含むでは居ない。

註五一 前掲拙稿一七八頁參照。

註五二 Wolman, op. cit., p. 94.

活版印刷業者聯盟のシルコックス氏の云ふ所に依れば、現在紐育市には約二、〇〇〇の書籍及臨

時物印刷工場がある。此二、〇〇〇の内約五〇〇は紐育活版印刷業者協會に屬し、更に此五〇〇の内一四〇工場が印刷業者聯盟にも屬して居る。使用勞働者數より見れば、協會員の恐らく七五%が聯盟にも屬して居ると思はれる。(註五三) 紐育出版業者協會は會員數二一であるが、事實上重要な新聞社の全部を含むで居る。以上が紐育市印刷業に於る雇主組織の程度に就きて知らるゝ事實の全部である。(註五四)

註五三 一九二八年一月一日附シルコックス氏の回答。

註五四 United States Department of Commerce, Domestic Commerce Series No. 5, Commercial and Industrial Organizations of the United States, Revised edition (Washington, 1926), pp. 78, 149-150, は左記組合の組合員數を示して居る。

紐育及近郊鉛版電胎製版業者協會	三〇
紐育寫眞製版業者組合	五七
紐育製本業者組合(反勞働組合)	三四
紐育製本業者及帳簿製造業協會	九二

併作工場の大いさが示されて居らぬ以上は是等の數字は無意味である。

尙又一九二〇年に紐育市には三一〇の反勞働組合印刷工場、二四〇の勞働組合印刷工場が書籍及臨時物印刷業に存在し、勞働組合工場は同業印刷物の三分の二を生産して居た事が記録されて居るが、(L. M. Powell, op. cit., p. 157) 併し是は紐育市に於る書籍及臨時物印刷の三分の二が印刷業者聯盟員の工場に於てなされたる事を意味するものではない。現在に於ると同様に一九二〇年に於ても聯盟外に勞働組合工場が存在せざりしとは限らぬが

故である。

## 六 結 論

以上紐育を中心として見たる米國印刷業に於る勞資團體間の關係、其態度及方針等に就て、極めて大體の而して直接的なるよりも大部分は間接的なる觀察の結果を報告した。而して種々の現象に對しては、主として印刷業、印刷作業の性質より説明を與へんと試みた。

活版印刷業を中心とする諸製版業及製本業の一團に於る諸作業が、製本業を除きて一般に熟練作業にして且つ知的教育的性質のものであり特に危険又は不衛生ならざる事、一般に印刷業勞働者中に人種的不統一比較的の少き事及同業が無季節的なる事等(註五五)は、同業に職業別組合を發達せしむべき好條件を提供し、現在同産業に於る勞働組合として米國勞働聯合の中堅の一たらしめ、米國勞働組合中最高程度の組織に達せしめ、而して雇主と協調的關係に立たしめて居る所の主要なる要因の一である。而して此活版印刷業を中心とする一團の産業の製品は、平版及銅版印刷業の製品に比して一般に現代生活の必需品たる性質を帯び、量に於ても最も大であるが、其勞資團體は平版及銅版印刷業の夫に比して其組織最も整然たるものがあり、勞資關係も最も協調的である。而して此一團の産業中に於ても、最も基本的過程の作業に従事する植字工の組合は、他職業の勞働組合に比して最も強大なる組織を有する。併し諸製版業に於る勞働組合も亦印刷業に於る其要害の地位を利用して雇主と對抗し、比較的の小ながらも最も發達せる組織を有し、最も好良なる勞働條件を得て居る。之に反して一般に不熟練工に近き製本工の勞働組合は未だ組織も充分ならざるが如く、團體協約を有するは紐育市に於ても極めて一小部分の組合員に過ぎぬが如くである。(註五六)而して活版印刷業を中心として密接なる補足的關係を有する職業に於る是等勞働組合は、職業別組合として分立しつゝも緩かなる聯合組織に依りて協力的關係にある。而して此産業群に於ける雇主組合は、知らるゝ限りに於て例外なく勞働組合の發生に依つて其組織を促された。而して其發生は又勞働組合に反作用して、後者の發達を刺戟した。斯くして勞働組合の最も早く發生したる活版印刷業に於て、雇主組合も最も早く發生した。又勞働組合の組織の程度に於ては、一般に小規模なる經營を有する活版印刷業中の一部門書籍及臨時物印刷業に於て、一般に大規模經營の新聞印刷業に比して、程度低き事が知られて居る。

平版印刷業に於ては事情が異つて居る。嘗て贅澤品のみを生産し漸次必需品を生産するに至つた平版印刷業に於ては、印刷業、印刷作業の性質等を以てしては説明せられざる何等かの事由により、雇主組合は勞働組合よりも強力にして且つ反勞働組合の方針を探りし爲め、勞働組合は雇主組合と團體協約を有せざるが如くである。而して此勞働組合は嘗ては活版印刷業勞働組合と何等の關係をも有しなかつたが、印刷技術の進歩と共に支配權の争を生ずるに至つた。

銅版印刷業の勞資團體に就て不明なる事のみ多きは、恐らく同業に於て勞資團體の充分なる發達なき一證左なるべしと思はれるのであるが、同業は大體に於て贅澤品と看做さるべき物を生産し其量も三業中最少である。

斯の如く印刷業及印刷作業の性質は、印刷業勞資團體及其關係を今日あるが如き状態に至らしめ

たる主要なる要因の一であるが、印刷業雇主及労働者の思想も亦之と同様に重要なる要因である事は疑を容れない。活版印刷業労働者は一八三〇年代より六〇年代に至るまで理想主義に走り、一般労働者の政治的社会的運動に参加せるにも拘らず、其後次第に現実主義に傾き米國労働聯合の運動に對して重要なる役目を演ずるに至つた。活版印刷業は殆ど無季節的産業にして労働者の就業状態は比較的安定せる事、印刷作業は特に危険不衛生なるものならず、且つ知的教育的のものなる事等の印刷業及印刷作業の性質は、少からず労働者の思想に影響を與ふるものである。拾九世紀半頃、労働者が階級意識に目覺め一般に労働者の政治的社会的運動旺盛なりし頃には、是等の運動にも参加したる印刷業労働者が、後年労働騎士團の生れし際、之には参加せずして數多の職業別全國的組合より労働聯合を組織したるは、一には活版印刷工が前記の如き環境の下に自ら保守的となり、且つ熟練工の團體にして職業別組合を有利としたるが故であらう。平版印刷業労働者は之に反し労働騎士團の最盛期たる一八八〇年代の初に同團の勢力の下に組織され、一九〇六年に至り米國労働聯合に参加せるものであつて、活版印刷業労働組合程明白に現實主義では無いやうである。一九一四年前後にも社會主義思想の影響を受けたと云はれて居るが(註五七)果して如何なる程度まで其組合活動に影響を及ぼしたるや不明である。要するに同業に於ては強力なる雇主組合の爲めに壓迫されたる労働組合は、活版印刷業に於る程の發達を遂ぐる事が出来なかつたのである。鋼銅版印刷業に就ては雇主及労働者の思想を知るべき資料を有しない。

雇主側に就ては、活版印刷業に於ては、労働組合承認及反對の二派が相對立して居る。一九二一年の植字工の罷業以來労働組合派は減じて反對派は優勢となりた。併し紐育に於ては労働組合派のみが組織を有し、此組織に屬せざる雇主中にも労働組合派のものがある。之に反して製本業に於る紐育雇主組合は全部反組合派の組織なるもの、如くであり、平版印刷業に於ても唯一の雇主組合が労働組合反對派のものである。一九二一年は戰時中に増大されたる労働組合の勢力に對する反動運動が米國一般雇主間に行はれたる時であつて、諸産業に於る雇主は相互に連絡を保ちて労働組合と抗争した。此年及翌一九二二年の二年間に植字工、製本工、寫眞製版工、平版印刷工は夫々雇主組合と全國的の争闘を行ひ、其結果製本工及平版印刷工は慘敗を蒙つたのであつた。

今假に以上述べ來たりたるが如き貧しき材料を以て將來の豫測をなす事が許さるゝとするならば、次の如き考察を以て不完全なる此報告書を終る事とする。

過去に於ては職業の分化を惹起し、延いて活版業に於る五の職業別労働組合への分立に導きたる技術の進化は、現在に於ては支配權の争議を齎して居る。即ち一九一三年以來平版印刷工はプレスメンの組合及寫眞製版工の組合と新に發明されたるオフセット印刷機に對する支配權を争つて居る。(註五八)一九一八年米國労働聯合は平版印刷工組合の一部をプレスメンの組合に合同せしめ、他を寫眞製版工組合に合同せしめる事を提議したが、平版印刷工は此調停に服せずして、印刷業に於る労働組合全部の大同を主張し、争議は今も猶解決せられずに居る。併し斯る大同の實現は到底不可能なる事明白であるが故に、何等か他の方法を以て解決せられねばならない。次に技術の進化は現在も猶過去と同様に新しく生じたる職業の分化から労働組合組織上の問題を惹起して居る。

即ち植字工の全體的組合に屬する發送工が植字工より分離せんとしつゝある事であつて、不熟練工たる發送工は熟練工たる植字工に差別待遇を受けたる事を訴へて居る。(註五九)發送工の場合は假に植字工より分離するとも現在の印刷業に於る團體交渉にさしたる變化も伴はぬであらうが、平版印刷工の場合に於ては相當の變化が起るであらう。其理由は平版印刷工が斯くして活版印刷業の二組合と何等かの方法にて和解したる曉には、平版印刷工は活版印刷業の二組合の勢力の保護を受くる事となり、従つて雇主に對し従来より強力となるであらふと云ふ事である。

右は印刷業勞働組合が直接に當面しつゝある問題であるが、此他にも紐育印刷業に起りつゝある變化にして必然勞資關係に影響を及ぼすべきものがある。夫は新聞以外の大量印刷が漸次市外へ去りつゝある事である。或場合には印刷の大注文が紐育市以外の印刷業者に移され、又或場合には大印刷工場が市外へ移轉する事がある。斯の如き事態は殊に雑誌及定期刊行物の方面に顯著であつて、同業に於ては、従來紐育に行はれて來た印刷の市外へ移りしもの一九二二年の一年間のみにて五百萬弗に上つたと云はれる。雇主側は紐育に於ては勞働費餘りに高き事を主張するのであるが、其正否は兎も角、若し此傾向が繼續すれば勞資關係に大なる影響を與へずには止まぬであらう。勞働者は工場が移轉し得る程簡單には移動せぬであらうが故に勞働組合は比較的の苦境に立つに至るであらう。(註六〇)

以上は現在目前に徴候の現れつゝある變化である。此他は大體現状の儘に進み、近き將來に於て變化の起る事を豫測せらるゝものは無いと思はれる。勿論何等かの革命的發明が印刷技術の上に行はれ、熟練作業を必要とせざるに至るか、或は必要勞働量を減ずる事大なる場合に於ては、勞資關係間にも重大なる變化を齎す事が明である。勞働組合の現實主義も斯る場合には崩壊するに至るやも測られなす。

註五五 是等印刷業性質に就ては前掲拙稿第二節參照。

註五六 國際製本工組合は、一九二一年の全國的罷業の際罷業手當支拂の困難なりし爲め多數の組合員を失つた。此際に支拂はれざりし手當は、未だに紐育組合と全國的組合との爭議の一原因となつて居る。

註五七 H. F. Hoagland, *Collective Bargaining in the Lithographic Industry, Studies in History, Economics and Public Law*, Columbia University, vol. LXXIV, No. 3 (New York, 1917), p. 122.

註五八 オフセット印刷機 (Offset Press) とは、版面より直接に紙面へ印刷を行はず一度版面よりゴム板へ版を移し、此ゴム板面の版より紙面へ印刷する機械である。

註五九 Proceedings of the Seventy-Second Session of The International Typographical Union (Indianapolis, 1927), p. 61, et seq.

註六〇 A. F. Hinrichs, *Regional Plan of New York and Its Environs, Economic and Industrial Survey, The Printing Industry in New York and Its Environs* (New York, 1924) は這般の事情に委しむ。(完)

【附記】本稿發表に際しても亦前回と同様本塾園教授の御懇切なる御指導を蒙つた。此處に附記して謝意を表すると共に、筆者の無能よく同教授の御好意に報ゆる能はざりし事を御詫する次第である。